

書面審査の結果を次のとおり公表する。

令和4年3月17日

世羅町長 奥田 正和

1 審査の場を設けた区域の範囲

市・祇園地区（世羅町）

2 審査の結果を取りまとめた年月日

令和4年3月17日（当初作成年月：平成26年3月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 4経営体

個人 2経営体

○農地の集積面積

46.9ha（区域内の農地面積65.7ha、集積率71%）

4 地域農業の将来のあり方

- ・稲作中心の法人においては、水稻栽培中心に規模拡大を行い、園芸品目として、キャベツ及びアスパラガスを栽培し、高度化品目の面積拡大を目指す。酪農農家については、飼料供給と堆肥散布などの耕畜連携を図るとともに、乳製品加工などの高付加価値化を検討する。
- ・また、新規就農者と地域の方々との連携にて集落を守るとともに、農地を集積することによる効率的な作付計画をたて、省力化・低コスト化の生産を推進する。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

書面審査の結果を次のとおり公表する。

令和4年3月17日

世羅町長 奥田 正和

1 審査の場を設けた区域の範囲

砂田地区（世羅町）

2 審査の結果を取りまとめた年月日

令和4年3月17日（当初作成年月：平成26年11月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2経営体

個人 3経営体

○農地の集積面積

30.8ha（区域内の農地面積91.2ha、集積率33%）

4 地域農業の将来のあり方

- ・集落法人においては、水稻、大豆及び麦などを中心とした作付を行い、離農や規模縮小する農家の農地を借受ける。
- ・規模拡大により生産性を向上させるとともに、徐々に機械更新して、生産費のコストダウンを図る。
- ・そのほかの中心となる経営体については、作業の効率化を図るなどにより低コスト化を目指す。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

書面審査の結果を次のとおり公表する。

令和4年3月17日

世羅町長 奥田 正和

1 審査の場を設けた区域の範囲

黒川上谷・拝地区（世羅町）

2 審査の結果を取りまとめた年月日

令和4年3月17日（当初作成年月：平成25年2月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 3経営体

○農地の集積面積

56.9ha（区域内の農地面積76.1ha、集積率74%）

4 地域農業の将来のあり方

（農）くろがわ上谷

- ・稲作を中心に、転作作物としての麦、飼料米の栽培技術を高める。
- ・安心・安全をモットウに低農薬、低化学肥料の栽培に努める。
- ・独自に開拓したコメの顧客を中心に、米の他モチやぶどうなどの直販網を拡大する。
- ・10年後の地域内就農者の実態を踏まえ地域内外からの新規就農者の確保対策を講じる。

（農）おがみ、（農）黒川明神

- ・中心となる経営体は、水稻を主体として、野菜等の栽培を行い、農地を集積することによる効率的な作付計画をたて、省力化・低コスト化の生産を目指す。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

書面審査の結果を次のとおり公表する。

令和4年3月17日

世羅町長 奥田 正和

- 1 審査の場を設けた区域の範囲
市・みのり地区（世羅町）

- 2 審査の結果を取りまとめた年月日
令和4年3月17日（当初作成年月：平成26年3月）

- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 1 経営体
○農地の集積面積
15.2ha（区域内の農地面積 28.7ha、集積率 52%）

- 4 地域農業の将来のあり方
・中心となる経営体は、水稻を主体として、農地を集積することにより効率的な作付計画をたて、省力化・低コスト化の生産を目指す。

- 5 農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

書面審査の結果を次のとおり公表する。

令和4年3月17日

世羅町長 奥田 正和

1 審査の場を設けた区域の範囲

重永前地区（世羅町）

2 審査の結果を取りまとめた年月日

令和4年3月17日（当初作成年月：平成25年4月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 4経営体

○農地の集積面積

71.3ha（区域内の農地面積98.7ha、集積率72%）

4 地域農業の将来のあり方

- ・疎植栽培・作業・機械体系の合理化により経費の節減と、色彩選別機の購入・農産物倉庫の建設により、品質の保持及び向上を図り有利販売に努める。
- ・種子大豆を生産し、特産地の育成を図る。
- ・新しく設立された「株式会社 グリーンファームせら」と連携を図っていく。
- ・圃場整備後10年以上経過しており暗渠施設の機能低下、機械の落ち込みや用水路の漏水等が発生しており、今後補修が必要となっている為、現在、西大田地区での区画整理及び暗渠排水事業の計画中である。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

書面審査の結果を次のとおり公表する。

令和4年3月17日

世羅町長 奥田 正和

1 審査の場を設けた区域の範囲

高田地区（世羅町）

2 審査の結果を取りまとめた年月日

令和4年3月17日（当初作成年月：平成25年12月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

○農地の集積面積

11.3ha（区域内の農地面積14.2ha、集積率79%）

4 地域農業の将来のあり方

・地域の中心となる経営体は、水稻を主体として、大豆、野菜の栽培を行い、農地を集積することによる効率的な作付計画を立て、省力化・低コスト化の生産を目指す。また、大豆を利用した味噌作り、キャベツ、白菜等の加工販売を推進する。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

書面審査の結果を次のとおり公表する。

令和4年3月17日

世羅町長 奥田 正和

1 審査の場を設けた区域の範囲

賀茂東地区（世羅町）

2 審査の結果を取りまとめた年月日

令和4年3月18日（当初作成年月：平成26年1月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 1 経営体

○農地の集積面積

53.4ha（区域内の農地面積80.7ha、集積率66%）

4 地域農業の将来のあり方

・中心となる経営体である集落法人においては、水稻栽培中心に規模拡大を行い、特別栽培米の取り組みなど高付加価値化を図る。また、園芸品目としてキャベツやスイートコーン、かぼちゃ等を栽培し、高度化品目の面積拡大を目指す。新しく設立された「株式会社グリーンファームせら」と連携を図っていく。

・新規就農者については、野菜専作で営農を開始するが、集落法人与地域の方々との連携にて集落を守るとともに、農地を集積することによる効率的な作付計画をたて、省力化・低コスト化の生産を推進する。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯画を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。